

「南越雑話」(三) — 翻刻と現代語訳 —

「南越雑話」輪読会

一 「南越雑話」上巻—翻刻と現代語訳—(承前)

上巻—第二八話

一 狛古伊勢嫡子大学、幼少ノトキ、具足ノ着初アルベシトテ、ソノ
コロ阿閉掃部ト云モノ、武篇場數ノ覚アレバ、彼ヲ頼ミテ師範ト
シ、規式終リテ後、伊勢ノ云ヘルハ、足下ニハ度々ノ覚アル事ナ
レバ、何ニテモ若キ者ノ心得ニモナルヘキ事ハナシ聞サレヨトノ
所望ニテ、色々物語トモアルニ、中ニモ何レノ時カ、ヨキ敵ト鎗
ヲ合セ、戦數剋ニ及ヘトモ勝負ツカズ、殊ノ外晩景ニモ及ビシカ
バ、勝負ハ重テノ事ニスベシトテ、互ニ物分レシタルガ、名ヲバ
青木新兵衛ト名乗タリ、カクノ如ク武者振スグレタル者ハコレ無
トテ嘆美シテ語ケルニ、次ノ間ヨリ一人ノ老人出テ、先剋ヨリノ

御ハナシ偕々面白ク承候、其新兵衛コソ、ソレガシニテ候ト云ケ
レバ、掃部モ大ニ驚キ、往昔ノ事トモ語り合シトゾ、其頃迄ハ武
功ノ人モ生残リタレバ、カクノ如キ珍ラシキ事モ有シトゾ、着初
ノ規式モ後ニハ皆人ヲロソカナレトモ、其頃マデハ人々重ジケル
ニヤ、本多孫太郎長員ノ着初規式ナドモ世ニ云伝ヘタル事トモ也

〔注釈〕

○狛古伊勢：一八五二〜一六五九。福井藩士兩狛家の祖。通称は長兵衛、
木工允、伊勢守。諱は初め正澄、後に孝澄。慶長八年（一六〇三）結城秀
康に召し出されて忠昌の附人となり、下妻・松代・高田を経て越前に移
る（「諸士先祖之記」「姓名録」）。「忠昌給帳」には与力知三〇〇〇石を含む
八〇〇〇石で家老を務めたとある。また晩年の知行は一萬石か（越前史料
「狛家家譜写」）。子孫が代々伊勢を名乗ったことから、ここでは古伊勢と称
される。○大学：一六一六〜一六五七。狛孝澄の嫡子で諱は初め清澄、後
に孝清。通称は東市正、大学助。父老年につき部屋住みのまま名代として

家老を務めたが家督前に早世した（諸士先祖之記「姓名録」）。○具足ノ着初：具足初。武家の男子が元服後、初めて鎧を着る儀式。○阿閉掃部：給帳に記載なし。本話の類話が、享保十七年（一七三二）成立、室鳩巢「駿台雑話」に載り、「江州志津嶽の戦に、暮方に某一騎、余呉の湖のわたりを引候ひしに（阿閉掃部が父は阿閉淡路守とて、明智にくみしけるとなり。然れば志津嶽合戦の時、掃部は柴田方にてあるべし）」と見える（底本は岩波文庫、一九三六年）。父の淡路守貞征は、浅井長政の臣で近江山本山城主。天正元年（一五七三）織田信長に通じ、同十年、本能寺の変後は明智光秀に与して一族と共に殺害された（『戦国人名事典』新人物往来社、一九八七年。以下『戦国人名事典』。子に貞大という人物がいるが、明智に味方し、羽柴秀吉に降つて後、宮部継潤・中村一氏らに山本山城を包囲されて殺害されたため、掃部とは別人（『戦国人名事典』）。このほか豊臣秀次の家臣に阿閉平右衛門なる人物が確認されるが、掃部との関係は不明。○武窟場数ノ覚：武刃とも表記し、戦場経験が豊かなことをいう。具足初では武勇にあやかると武刃者が具足親を務めた。○師範：ここでは具足初で具足を着せる役、具足親を指すか。○規式：定まった作法。ここでは儀式の意か。○数剋：数時間。○青木新兵衛：？一六三二。越前大野郡の原政茂に仕えた後、佐久間盛政、中村一氏、蒲生氏郷、上杉景勝らに仕える。後に秀康に一〇五〇石で召し抱えられるも、忠直の代に致仕。その後は加賀藩の前田利常に四〇〇〇石で召抱えられている（『秀康給帳』・『三百藩家臣人名事典3』新人物往来社、一九八八年）。『三百藩家臣人名事典』は「駿台雑話」を踏まえ、本話のできごとを経て新兵衛の名声が高まり、秀康に一五〇〇石で召し抱えられたとする。しかし、秀康の没年時（一六〇七年）に大学は未出生で（一六一六年生）、新兵衛が召し抱えられた知行高も給帳とは合致しない。○武者振：武士としてのふるまい。○着初ノ規式：具足初式に同じ。○本多孫太郎長員：一六六九〜一七一七。越前府中三代領主。知行

高は四万石（『福井市史資料編4』「五四 松平忠昌・光通・綱昌給帳」のうち「3 清浄院様御代給帳」以下「綱昌給帳」）、貞享三年の半知後は二万石（『福井市史資料編4』「五六 松平吉品給帳」以下「吉品給帳」）。

〔現代語訳〕

狛伊勢孝澄の嫡子大学が幼少の時、具足初をしようということになった。その頃、阿閉掃部という者がいて、戦場での経験が豊富だったので、彼に頼んで具足親になってもらった。定められた儀式が終わって後、伊勢が言うには「あなたには度々の戦場での自信や経験があるだろうから、どのようなことでもよいので、若い者の心得にもなるようなことを話して聞かせてくれないか」と望んだ。「色々な物語はあるが、とりわけ、いつの時だったか、よき敵と槍を合せて、戦いが数時間にも及んだ。勝負はつかず、思いのほか夕方になったので、『勝負はまたの機会としよう』と言って、決着がつかないまま別れた。名前は青木新兵衛と名乗っていた。あのよう武者振りの優れた者はいない」と言って、感心しながら誉めていた。すると隣の部屋から一人の老人が出てきて、「先程からのお話を、それはまあ興味深く伺っております。その新兵衛こそ私のことです」と言ったので、掃部も大変に驚き、二人で昔のことなども語り合ったとのことだ。その頃までは武功の人も生き残っていたので、このように珍しいこともあったのだ。具足初も、後世では皆が疎かにしていることだが、その頃までは人々は重んじていたのだろうか。本多孫太郎長員の着初式なども、世に言い伝えられるほどすばらしいものであった。

（長野栄俊）

一 忠昌公殉死ノ内、鈴木多宮ト云人ノ家来ニ来栖半之丞ト云モノ、主人多宮ノ死ニ殉^{〔奈は〕}ント子ガイシニ、多宮三歳ノ幼息アリシカバ、此子ヲモリ立クレヨトテ余儀ナク頼マレシ故、詮方ナク残り止リ、朝夕心ヲツクシ養育シケルニ、ハカラザルニ、三年ヲスギテ彼子病ニカ、リ、医療手ヲツクシケレトモ、終ニ其験ナクシテ死シケレバ、半之丞葬送ノ事ナドトリイトナミテ、君命黙止ガタクシテ今日迄存命シカドモ、今ハ止ルベキノ道ナシトテ、先君ノ墓所ニイタリ、其志ヲトゲテ泉下ニ從ヒシトゾ、実^{〔行〕}ニヤ其事ハカワルト云ヘトモ、カノ晋ノ程嬰杵臼ガ志ト同シクシテ、世ニ希成事トモ云ベシ

〔注釈〕

○忠昌公殉死：忠昌の死後、身近に仕えていた七人の者が殉死した（『福井県史 通史編四』）。殉死日は忠昌の死から一八日後の正保二年（一六四五）八月一九日で、殉死者については「国事叢記」「続片聳記」（『片聳記・続片聳記上』福井県郷土誌懇談会、一九五五年、以下「続片聳記」）「越前史略」にもあり。○鈴木多宮：直恒。忠直代三〇〇石 忠昌代六〇〇石（『忠直給帳』）「忠昌給帳」。○来栖半之丞：全英。この後、吉品代の元禄四年（一六九一）に定成（全英との間柄は未詳）が二〇石三人扶持で取り立てられ、来栖家は藩士家として再興する（『越前人物志』）。○多宮三歳ノ幼息：小源太（『越前人物志』）。○先君の墓所：孝顕寺（『越前人物志』）。○晋ノ程嬰杵臼ガ志：晋代（景公代）の故事（初出は「史記」）。

〔現代語訳〕

忠昌公に殉死した七人のうちの一人、鈴木多宮に仕えていた来栖半之丞という又家臣のこと。半之丞も、主人である多宮に殉死するつもりでいたのだが、主人の多宮には小源太という三歳の幼い息子があり、半之丞は、多宮から「鈴木家のため、ぬしにこの子を頼みたい」と後見を任せられていたため、止むを得ず殉死の気持ちを押しとどめ、朝な夕な遺児の養育に心血を注いでいた。そうしている間に三年の月日が流れた。

ある日、小源太が病気にかかってしまったので、半之丞はあれやこれやと手を尽くしていたのだが、その甲斐もなく死んでしまった。半之丞は、葬儀をすませると「遺命に従い、今日まで生きながらえてきたが、もはやとどまる理由はない」と孝顕寺にある多宮の墓前へ行き、そこで後を追った。実に、時とともに物事は移り行くものであるが、晋の程嬰と同く、半之丞もまた類稀なる志の持ち主であったといえよう。

（堀井雅弘）

上巻―第三〇話

一 光通公、或時北潟辺追鳥狩ニ御出ノトキ、海辺ノ広場ニ数十ノ釜ヲナラベテ、粥ヲ煮サセテ末々迄下サレシニ、自ラ釜ノ所ヲ打メグリテ、少シツツ召上ラレテ後、下サレシトゾ、古ノ良将、一簞ノ酒ヲ得テ是ヲ河ニ投シ、士卒其流ヲ汲テ味ヲ一ニシ、又陣中ハ上下食ヲ同フスルト云御心ニヤ、宮殿廊閣ニ金銀ヲチリバメ、綾羅錦繡ヲ身ニマトヒ、美食ヲコノミ、遊興ヲ事トシ、民ヲシエタゲ、税斂^{〔徴〕}ヲ厚スル者トハ、仮初ノ事ニモ格別ナル事トモ也

〔注釈〕

○光通公：松平光通。一六三六～一六七四。忠昌の次男（嫡男）。正保二年（一六四五）家督相続。相続時、庶兄千菊丸（昌勝）には松岡五万石、庶弟福松（昌親）には吉江二万五〇〇石が分知され、福井藩の領知は四十五万二八〇石となった。○追鳥狩：山野で勢子に追い立てさせた鳥を狩る。○数十ノ釜：本話は「片聾記」（『片聾記・続片聾記 上』福井県郷土誌懇談会、一九五五年、以下「片聾記」）にも見え、ここでは「釜十二」とある。○末々：「片聾記」には「十五歳より六十歳迄の者は不残罷出候由」とある。○簞：箆でひさご（瓢箪を用いた容器）の意か。○綾羅錦繡：綾（綾絹）羅（薄絹）錦（厚絹）繡（刺繡）の美しい衣服。○税斂：税金の取り立て。

〔現代語訳〕

光通公が北潟湖で追鳥狩をされた時のこと。光通公は湖畔の開けた場所に数十の釜を並べさせ、そこで粥をつくらせて皆に振る舞われた。その時、光通公はすべての釜をまわり、それぞれの釜の粥を少しずつ召し上げられてから、振る舞われたようだ。

かつて、すぐれた武将は一瓢の酒を川に投げ入れ、士卒に川の流れを汲ませた。そうして、皆で同じ酒を味わったのだ。また、戦場では上も下もなく、皆で一緒になって同じ食事をとる。この北潟湖での粥も、それをお考えになつてのことだろう。金銀をちりばめた屋敷に住まい、きらびやかな衣服を身にまとい、美食を好み、来る日も来る日も遊興にふけり、それでいて民衆をしいたげ、重税を課すような者もいる。そのような者と光通公とでは、このような些細な事にも格段の違いが表れる。

（堀井雅弘）

上巻―第三一話

一西尾伝兵衛ト云モノ、未タ御小姓ニテアリシトキ、光通公御膳ノ御通（なまひ）ヲシテ御前ニ伺公シケルニ、配膳夫々ノ役人カタノ如ク吟味シテ差上ルハ勿論ノ事ナルニ、イカバシタリケン、御膳ノ内ニ甚ウルサキモノアリシカバ、御取上御覧有テ、御気色カワリテ、コレ見トノ御意ニテ、伝兵衛ニクササレシニ、ハツト頂戴仕リテ、スグニ食シケリ、光通公ヲドロカセ玉ヒ、見ヨトノ事ナルニト御意ナレバ、伝兵衛謹テ、下シ置レ候ト存シ奉リ頂戴仕、近頃卒忽ノ儀不調法仕候ト申上シガ、其後何ノ御沙汰モナクシテスミシトゾ、未々迄多ノ人ノ越度ニモナルベク事ナルニ、伝兵衛ハタラキニテ何事ナカリシトゾ、幼少ヨリ格別ノ事トモ多カリシカバ、吉品公御代ニモ忠節ノ噂アル人也

〔注釈〕

○西尾伝兵衛：西尾仁左衛門貞嗣（上巻六話「西尾仁左衛門」の次代）の三男、正虎。三〇〇石（越前人物志）。○通：飲食物の給仕。○ウルサキモノ：『越前人物志』には「蜘蛛なるよし」とある。○吉品公：松平吉品。一六四〇～一七一。光通（上巻第三〇話参照）の次代（一六七四～一六七六）で、養嗣子綱昌（甥兄で松岡藩主であった昌勝の長男）に藩主の座を譲つた後、綱昌の隠居により再任（一六八六～一七〇八）。初任時は昌親、藩主の座を譲つた後は昌明に戻り、再任中の宝永元年（一七〇四）に將軍綱吉から偏諱を賜り吉品と改名。○忠節ノ噂：参勤時、大井川の渡河中に増水したため、行列が混乱に陥つた。これを見て怒る吉品に対し、その怒りが混乱の元で

あると諫言した（『越前人物志』）。

〔現代語訳〕

西尾伝兵衛という家臣が、まだ御小姓であった時のこと。ある日、伝兵衛は光通公の御給仕として御前に御膳を持って上がった。この日も配膳はいつもの通り、きちんと吟味してから差し上げていたのだが、どうしたところか、光通公の御前で御膳の中を動き回るもの（蜘蛛）がいた。光通公はそれを取り上げられてご覧になると、顔色を変えられ、「これを見てみよ」と伝兵衛に下された。伝兵衛は「はっ」と頂戴したかと思うと、迷わずそれを食べてしまった。光通公は驚かれ、「見よと言っただけで、食べろとは言っておらん」と仰った。すると、伝兵衛はかしこまり、「下されたものと思ひ、頂戴してしまいました。近頃はどうも軽はずみな失敗が多く、それも私めの不注意のせいでございます」と申し上げた。すると、光通公もそれ以上は追及されなかった。配膳の不備は、諸方に責任が及ぶものであるが、この伝兵衛の機転により、事なきを得たのであった。

伝兵衛は、幼少の頃から格別の働きの多い人物で、この後、吉品公の下でも忠節を尽くしたという話がある。

（堀井雅弘）

上巻―第三二話

一 佐竹家ノ洪江内膳ト云者、度々ノ忠節アル者ナルニ、大病ニトリムスビ、相果タル由、光通公聞シ召、佐竹家へ御使者ニテ、内膳儀前々度々御用ニモ相立候故、一入御残念ニ思召サルベクトノ御トムラヒナレバ、彼家ニテモ上下トモニ、御徳ヲシタヒテ有カタク存シ奉リシトゾ、他家ニテサヘカクノ如クナレバ、御家中ニテ

ハ、末々迄シタシミ奉ル事抜群也、侍中大病ノ者ナトコレ有ニ、其身近キモノ、御番所或ハ御供先ニテモ御覽付ラルレバ、委ク様子ヲ御尋遊バサレ、又ハ江戸御発駕ノ節ナドモ、格別ニ老タル士ナドハ、外様ノ者ニテモ側へ御立寄、手ヲ御取遊バサレ、隨分息災ニ居候へ、目出度来春トノ御意アリシカバ、一統ニ有カタク存シ奉リシトゾ

〔注釈〕

○洪江内膳：佐竹家の重臣。佐竹義宣の家老・洪江内膳政光（一五七四―一六一四）の子孫か。○外様：譜代の主従関係を持たない新参の家臣。

〔現代語訳〕

佐竹家の洪江内膳という者は、忠義を尽くすことたびたびであったが、大病を患って亡くなってしまったことが光通公のお耳に達した。光通公は佐竹家へ使者を遣わし「内膳は以前よりよく御用を務めてきた者なので、たいそう残念に思いのことでしょう」と申意を伝えたので、佐竹家では主君も臣下も光通公の仁徳を敬い、ありがたく思っていたとのことである。

他家でさえこのようなことであるから、当然のことながら福井の御家中では末々の者まで大変に敬い申し上げたのであった。武士のなかで大病を患った者などがあれば、その者の近親を御番所や御供先で見つけになると、病の様子を詳しくお尋ねになった。また、江戸をこ出發される時なども、大変に年老いた武士などには、外様の者であってもそのそばへ近づいて手をお取りになって、「元気で過ごすように。めでたく来春の参勤の際にはまた会えるように」とのご意向であったので、皆ありがたく思ったのであった。

（田中伸卓）

上巻―第三三話

一光通公未タ御定府ノ内、イツモ出羽守様ト御同道ニテ、御登城遊
 バサレシニ、或時光通公御様子、御引御覽アラントノ御事ニヤ、
 此節御国元ノ麦作ノヤウスハ如何候ヤト御尋アリシニ、此セツ鶉
 ノ巢ヲカクシ候程ニ、育シ候トノ御挨拶ヲ、御供ノ人モ承リ、柵
 檀ハ二葉ヨリ香シトテ、大将ノ御一言格別ナル事トテ感シ奉ル、
 又或時、紀州頼宣公御出合アリテ、御挨拶ノ時、光通公ノ御供廻
 リ、少シ出過タルトノ思召ニヤ、御供ノ方ヲ御覽遊バサレ候ヘバ、
 何レモ引コミ候ヲ、頼宣公御覽ジテ、目ニテ人ヲ遣フ、大将ヲ何
 レモ見タルカトノ御噂ニテ、御感心アリシトゾ、又初テ出仕ヲ請
 サセラレタルトキ、余リニ時コクウツリシ故、近侍ノ人々、今日
 ハ御退屈遊バサルベクト申上ケレバ、今少シ退屈シテ見タキモノ
 トノ御辞ヲ承リ、誠ニ大将ノ御器量カナト感シ奉リヌ、スベテ御
 平世ノ御風儀、温潤ニシテ、下ヲ憐ミ玉ヒ、然モ威厳備ラセ玉ヒ、
 格別ノ明君ト、他家迄モ称シ奉リシトゾ

〔注釈〕

○鶉ノ巢ヲカクシ候程ニ：麦が生育して鶉の巢を隠す「麦鶉」は夏の季語。

○頼宣公：徳川頼宣。一六〇二〜一六七一。家康の一〇男。水戸・駿府を
 経て元和五年（一六一九）紀伊・伊勢五万石を拝領した。

〔現代語訳〕

光通公がまだ江戸にお住まいの頃、いつも出羽守直政公と一緒に御登城
 なさっていたが、ある時、直政公が光通公のご様子を、緊張して気が引け

ているように見えたからであろうか、「近頃お国許の麦作の様子はいかがで
 すか」とお尋ねになった。光通公は「この頃は、鶉の巢を隠すほどに成長
 してきました」とお答えになったのを御供の人も聞いていて「柵檀は双葉
 より芳し」というがこのことだ、大将となる人のおっしゃることは格別で
 あることだ」と感心し申し上げたのであった。

またある時、紀州の徳川頼宣公と出会われてご挨拶をなさる時に、光通
 公のお供廻りが少し前に出すぎたと思いいになったのであろうか、御供の
 方をご覧になったところ、皆引き下がったのを頼宣公がご覧になって「目
 で人を遣う（動かす）。大将となるべき人を（そこにいる人達は）いずれも
 見たか」とおっしゃって、御感心なさっていたとのことである。

また、光通公が初めて出仕なさった時、余りにも待ち時間が長いので、
 お側の人々は「今日御退屈なさいますなあ」と申し上げたところ、「もう
 少し退屈してみたいものだ」とのお言葉をいただき、側の者たちは「まこ
 とに大将たるべき人の器であることだ」と感心し申し上げたのであった。

これは全て平穏な時代における大将としてのあるべき姿である。温かく
 下々の者を慈しみなさって、それでいて威厳もお備えになっている、これ
 は格別の明君であると、他家の人々も申し上げていた。

（田中伸卓）

上巻―第三四話

一同じ御代、一ト年地蔵町ニテ七月ニ大躍有シトキ、関口伝九郎ト
 云モノ異相ノ装束ニテ躍ヲクツシケルヲ、荒井五兵衛ト云モノ殺
 害シテ立退ケレハ、目付ノ面々此由早速宿老ニ達シ、追手ヲ遣ス
 ベクヤト伺ヒケルニ、本多富正、夜中ナレバ夜明テノ事ニ致サレ

ヨトノ指図故、翌朝追手ヲ遣シケレトモ遠ク落ノビテ行方知レザリシニ、其後 光通公、五兵衛ハウイヤツナリトノ御意アリケレバ、智音ノ者通ジケルニヤ、若婦參モスベキカトノ心アリテ、或時御參勤ノトキ武州程ヶ谷駅二下座シテ居ケレバ、御覽トメラレテ即座ニ御討セラレシト、富正ノ裁許ノ事ハ必緩急ノ差別アル事、穩ナル事一ヲ以テ十ヲ知ベキ事

〔注釈〕

○地藏町：福井城下北東部、城橋町組の一町。志比口が外堀を越える附近、松岡口沿いの芝原上水の南に位置。○大躍：福井城下では七月には様々な「躍り」があった。「十六日、運正寺始御霊屋開、足羽神前躍、社庄の男女豊年の祈の由にて、今日午未刻神前に集り踊る事なり殊に賑々敷群聚なり○盂蘭盆中町々に躍りあり。但十三以下の小供の外は制禁にして役方の見廻り嚴重なれとも公の私にして種々様々の装束に出立ち通夜（ヨモスガラ）おどる事月末に至る」（『名蹟考』）。この大躍りが具体的にどの寺社のものか不明。○関口伝九郎：給帳等に記載なし。○荒井五兵衛：給帳等に記載なし。○武州程ヶ谷駅：東海道五十三次の一つ。神奈川と戸塚の間の宿駅。保土ヶ谷駅。

〔現代語訳〕

同じ光通公の御代のある年、地藏町にて七月に大躍りがあった時、関口伝九郎という者が異相の装束にて躍りを崩していたのを、荒井五兵衛という者が殺害して出奔したので、目付の面々は、この由を早速宿老に報告し、追手を派遣すべきか、と伺いを立てた。本多富正は、夜中であつたので、夜が明けたらでよいであろうとの指図であつたので、翌朝追手を派遣したが遠くへ落ち延びて行方知れずとなつた。その後光通公は、五兵衛は愛し

いやッだとの御意であつたので、知音の者が通じていたのであろうか、もし婦參もすべきかとの心持もあつて、ある時、光通公の御參勤の時に武州保土ヶ谷宿に、荒井五兵衛が下座して居たのを御覽になられ、即座に御討ちになつた。本多富正の裁許の事は必ず緩急の差別あること、穩やかなる事一を聞いて十を知るべき事である。

（平野俊幸）

上巻―第三五話

一寛文九酉年四月十五日、勝見村中永雲寺門前ヨリ出火アリテ、御城回祿ノ時、光通公江戸表ニ御座ナサル、故、早速注進アリシカバ、聞シ召テ、御宮ハ如何ト御尋アルニ、狛木工、杉田主水、防キ止メ候由申上ケレバ、殊ノ外御機嫌ニテ御褒美ニテモ下サルベキトノ思召ナルニ、酒井玄蕃申上ラル、ハ、此度ノ御宮ヲ防ギトメ申事兩人ノ働比類ナク候ヘバ、ナニホド御褒美下サレテモ然ルベク候ヘトモ、此以後トテモカヤウノ事有マジキニテモナク候ヘバ、一命ヲ捨テモ防キ申ヤウニナリ候テハ如何ニ候、イカニ御宮ナレバトテ、大切ノ侍ニハ御替ナサレガタキ事ナレバ、此度ノ御褒美ハ決テ御無用ノ由諫メ申テ止シトゾ、此由兩人モ伝へ聞、一入本望ニ存セシトゾ、

〔校訂〕

①寛文元酉↓⑤寛文九酉

〔注釈〕

○勝見村：福井城下の東南に位置し、ここから出火すると、春先は風向の関係上大火になりやすかった。○永雲寺門前：永雲寺禪菴門前（「国事叢記」）。○回祿：火の神の名前をいい、火災にあう、炎上すること。○御宮：寛永五年（一六二八）神明宮の西今善観寺の地に建立された東照宮。○伯木工：諱は貞澄。伊勢守孝澄の子。万治二年（一六五九）三月継家、九〇〇〇石（与力共）、元禄十六年（一七〇三）没（「国事叢記」）。光通から吉品まで四代の家老を務める（「伯家田緒書」）。○杉田主水：諱は正治。壹岐守三正の子。慶安二年（一六四九）継家、五〇〇〇石（「国事叢記」）。○酒井玄蕃：諱は元知（「国事叢記」）。寛文四年（一六六四）家督（「姓名録」）。二〇〇〇石（「光通給帳」）。

〔現代語訳〕

寛文九年（一六六九）四月十五日、勝見村中の永雲寺門前より出火があり、福井城が炎上した時、光通公は江戸表にいらっしゃったので、早速注進があった。光通公がそれを聞いて、東照宮はどうなったかとお尋ねがあったので「伯木工と杉田主水が焼失を防ぎ止めました」と申し上げたところ、殊の外御機嫌にて、御褒美でも下さるべきであろうと思し召したのに対して、酒井玄蕃が申し上げたのは「この度、東照宮を焼失から防ぎ止めた事は、両人の働きが比類ないことであり、なるほど御褒美を下されても当然でしょう。しかしこれ以後、このような大火があろうはずがないということはないので、一命を捨てても防がなければならないなどと言い出すようになっては如何でしょうか。いかに家康公を祀る東照宮であっても、大切な家臣には代わるものではない事なので、この度の御褒美は決して無用です」と諫め申し上げて止められた。この次第を両人も伝え聞き、いっそう本望のことであると納得した。

（平野俊幸）

上巻―第三六話

一右ノ節、御城御構ノ並木ハ如何トノ御尋アルニ、別条ナキ段申上シカバ、御城回祿ハ是非ニ及バズ、並木ノ残リタルハ仕合トテ、御機嫌ナリシトゾ、造作ハタトヘ金銀ヲチリバメタル事ニテモ、調べキ事ナレトモ、並木ノオグロクナルハ、金銀ニモ任セ難ケレバ、主将ノ思召ノ庸人トハ格別ナル事、カヤウノ事モ不穿鑿ニテ、平日ノ物数寄ノ為ニ、城郭ノ要害ヲモ、ソコナウ如ク成ベケレバ、慎ベキ事也、前田綱紀侯ノ、庭普請ニ事ヨセテ、城内見透ノ方ニ植物ヲ付、又松茸ヲ作ルトテ海辺道筋ノ設ケヲナサレシ類、名将ノ心持ハ同シキモノ也、又或時江戸表ニテ、御出入ノ、御旗本参ラレ、色々御ハナシノ時、彼人卒尔ニ申サレシハ、福井ノ御城ハ、天下ノ名城ト承リ候、只一ツノ失ニハ、何レノ方薄キト承候トノ事ナレバ、光通公、サレバ城ノ堅不堅ハ、縄ノ厚薄ニハヨラヌ物ニ候、将ノ一心ニコレ有事ニ候トノ御挨拶ニテ、其人モ辞ナクシテ止ヌ、或ハ光通公御在府ノ節、御国目付遣ハサレシ時、御城ノ狭間数ハ、如何程コレ有候トノ尋ノ時、杉田壹岐、返答ニ、夫ハ御上ヨリ御尋ニ候ヤ、御上ヨリ御尋ノ事ニ候ハ、猶又トクトク吟味ノ上申上ベクトノ事ニテスミシトゾ、カクノ如キ事ニハ、主将トモニ心得有ベキ事也

〔校訂〕

①ナミ木↓⑤並木 ①タトヒ↓⑤タトヘ ①サマ数↓⑤狭間数

〔注釈〕

○右の節：上巻第三五話、寛文九年（一六六九）の火事のこと。○オグロク：小黒く。黒々して繁茂している様を表すか。○不穿鑿：不詮索。詳しく尋ねないこと。よく調べないこと。○物数寄：物事に特別の趣向を凝らすこと。風流な趣を好むこと。○前田綱紀：一六四三～一七二四。五代金沢藩主。藩政確立期にあたって、十村制度や改作法をはじめとする農村の整備を行い、学芸や文化も好み、その奨励にも尽力した（『国史大辞典』）。○事ヨセテ：ある事に託して。かこつけて。○見透：こちらからあちらまで見えること。またその場所。○卒尔：突然。だしぬけに。○縄：縄張。曲輪や堀、門、虎口等の配置といった、城の堅固さに関する重要事項。○国目付：各藩の国政監視のため幕府から藩領に派遣される役人。○狭間：城郭の天守や櫓、また壁面等に設けた小窓で、円形・長方形など色々な形があり、城を守る際にそこから鉄砲や弓で攻撃した。○杉田耆岐：↓上巻第二七話。○御上：ここでは公儀・幕府のこと。

〔現代語訳〕

寛文九年（一六六九）の火事について、光通公から「城の周りの並木はどうか」とお尋ねがあった時、「特に変わりありません」と申し上げたところ、光通公は「城が火事になったのは仕方ないが、並木が焼け残ったのは幸いである」とご機嫌であったという。城の工事は金銀を使えば調うことだが、並木が茂っているようにするのは、金銀を費やしても難しい。総大将の考えが凡庸な人とのそれと違うということだ。こうしたこともよく調べずに、平時に物事に趣向を凝らすために、城郭の要害性を損なうようになるので、そういったことは慎むべきだ。前田綱紀公が庭を造るのかこつけて、城内がよく見える方に植物を植え、また松茸を作るとして海辺道筋の並木を整備されたことなどは、名将の心持は光通公と同じものだ。

またある時に江戸で、出入りしている旗本が来られて色々と話をしてい

た時に、その旗本がだしぬけに「福井城は天下の名城と聞いている。ただ一つ弱点として、どこかの方面からの守りが薄いと聞いている」と言うと、光通公は「城が堅固かそうでないかは、縄張の厚さ薄さによらないものだ。城を守る将の心によるものだ」と応えたので、その旗本も言葉を失って話をやめた。

あるいは光通公が江戸に在府していて、幕府から国目付が遣わされた時、国目付が「福井城の狭間の数はどれくらいか」と尋ねられ、杉田耆岐が返答したのには、「それは幕府からの正式なお尋ねか。幕府からの正式なお尋ねならば、またしっかりと調べてからお答えする」と答えて済んだ。こういうことは大将とともに心得るべきことだ。

（角 明浩）

上巻―第三七話

一 福井御城回祿ノ時、早速御普請仰セ付ラルベキトノ御達アルニ、御老中ノ挨拶ニハ、江戸表御天守サへ、未タ御延引ノ事ニ候ヘバ、緩々ト仰付ラレ候ヤウニトノ事ナレバ、光通公、江戸表ノ儀ハ格別ノ事ニ候、御預ケノ城、一国ノ固メニ候ヘバ、随分早ク申シ付ベクトノ御返答ナリ、其後上野へ、日取ヲ御頼ミナサル、ニモ、天下ノ御為ニ、ヨロシキ日トノ御撰ミナリトゾ、又忠昌公御代、山里ノ御武具土蔵、焼失ニ及ビシ故、御達アリテ、上方ヨリ諸職人ヲ招呼レ、御城内七ツ蔵ニテ、御武具制作アリシガ、此時モ伊勢へ御代参ニテ、此節弥以テ天下太平ニトノ御立願ナリシトゾ、古風ナル事トモ也、

〔校訂〕

①トキ↓⑤時

〔注釈〕

○老中：福井城が焼失した寛文九年（一六六九）時点で幕府老中職にあったのは、稲葉美濃守正則、久世大和守広之、土屋但馬守数直の三名（『日本史総覧』）。○江戸表御天守：江戸城天守。江戸城は明暦三年（一六五七）に起こった明暦大火によって天守を含め大半が焼失している。○随分：できる限り。○上野：上野の東叡山寛永寺のことを指すか。○日取：あることを行うのに適した日を選んで決めること。○山里：もともと、城主の娯楽や休息のための屋敷や庭が造られた場所を「山里丸」「山里曲輪」と言う。ここでは福井城の「山里口御門」や「山里奥御門」周辺のことを指すか。○伊勢：伊勢神宮。○七ツ蔵：福井城の「七ツ蔵角乾御櫓」か。○代参：本人に代わって神仏に参詣参拝すること。○立願：神仏に願いをかけること。

〔現代語訳〕

福井城が火災に遭った時、光通公から「すぐに再建仕事をせよ」とのお達しがあったが、幕府の老中からの挨拶には「江戸城の天守でさえ、いまだ再建工事が延期となっているので、福井城の再建もゆつくりと命じられるように」とのことであった。光通公は「江戸城は格別のことである。幕府からお預りしている城は一国の固めの城なので、できるだけ早く再建工事を申しつけるべきだ」とのご返答であった。その後、上野の寛永寺へ普請の吉日選びを頼んだ時も、天下のためによい日をと選ばれたということだ。

また忠昌公の時、福井城の山里の御武具土蔵が焼失した時に、お達しがあつて上方より職人たちを召し寄せられ、城内の七ツ蔵にて御武具を制作されたが、この時も伊勢神宮へ忠昌公の御代参があつて、天下泰平の願をかけられたという。古風なことである。

(角 明浩)

上巻―第三八話

一井野治郎太夫ハ、武田流兵学ニ達シ、然モ戰場ヘ立タル者ナレバ、或時光通公御前ニ召サレ、戰場御ハナシ申上、槍前ノ事御尋アルニ、治郎太夫申ハ懸り口ハ、太鼓ヲ打テ勢力ヲ一ニシテ進申事ニ候故、太鼓ヲデント打テハ、エイト進、デント打テバ、エイト進ムトテ、興ニ入、勢ヒニ乗ジテ、覚エズ御膝元ニ進ミヨリ、ナニト、殿、面白ハコザラヌカトテ、御膝ヲタ、キシトゾ、一概ナル心ニテ、実ニ戰場ノ勢ヒナレバ、御笑ヒ遊バサレシトゾ、後治郎太夫相果シカバ、一言ノ師ナリトテ、御内仏ニ位牌ヲ御建遊バサレシトゾ

〔注釈〕

○井野治郎太夫：給帳に確認できず。「国事叢記」によれば忠昌代より仕え、高五〇〇石。息涉右衛門は三〇〇石。○武田流兵学：武田信玄を景仰して興った兵法学。甲州流、信玄流とも。事実上の流祖は小幡勘兵衛景憲（一五七一〜一六六三）で、彼が兵法学を樹立したのは元和以後のこと。中心教材は『甲陽軍鑑』。その学統は江戸を中心に各藩へ流伝し、近世の兵法学界を風靡した（『国史大辞典』）。○槍前：相手が突きかかる槍の前の位置（『日本国語大辞典』）。文脈から考えて、合戦における槍合わせ前の軍勢の動きを意味するか。○一言ノ師：「国事叢記」の記載（槍前にては太鼓を『でん』と打ては『曳』と進ミ、『でん』と打ては『曳』と進ミ』と言一言々々進ミ出）を参照すれば、「デンと打てばエイ」という一言を繰り返しながら近寄ってきたことに由来するものか。

〔現代語訳〕

井野治郎太夫は、武田流の兵法学に精通し、さらに戰場にも立ったこと

のある者なので、ある時、光通公の御前に召し出され、戦場の事について御話し申し上げ、槍合わせ前の事について御尋ねがあったところ、治郎太夫が申すには、「懸り口は、太鼓を打って勢力を一つにして進む事なので、太鼓をデンと打てばエイと進み、デンと打てばエイと進む」といつて夢中になり、勢いに乗じて思いがけず光通公の御膝元に進み寄り、「なんと殿、面白くはござらぬか」と言つて御膝を叩いたという。いちずでひたむきな心にて、実に戦場の話の勢い余つての事だったので、光通公は御笑いなさつたという。後に治郎太夫が亡くなると、光通公は「一言の師なり」として、御内仏に位牌を御立てなさつたという。

(中村 賢)

上巻―第三九話

一 浅野家四十七人、御預ニナリテ有シ内、御旗本ノ何某参ラレ、御ハナシノ折カラ、彼者トモノ噂ニ及ビ、天晴御用ニモ立ベク者ニ候ヘバ、何トゾ御願ヒナサレ候テ、御拝領遊バサレ候ヤウニト申上ラレシカバ、吉品公、イカニモ、彼者トモ何レモ、奇特ナル者トモニ候、併我等家中ノ者トモハ、何レモ譜代ノ者トモニテ、アレ式ノ事仕兼ル者ハ一人モナク候ヘハ、今更他ヲ求ルニ不レ及トノ、御挨拶ナレバ、此由末々迄承リ伝ヘ、各骨髄ニ徹シテ、難レ有奉レ存、義気十倍シテ勇ミシトゾ、吉品公ニハ何レモ、秀康公以来ノ者トモニテ、御手ニ合ザルトアル事ヲ、御自慢ニ遊ハサレシトゾ

〔校訂〕

① 随 ↓ ⑤ 髓

〔注釈〕

○浅野家四十七人：元禄十五年（一七〇二）に起こつた赤穂事件において、吉良上野介義央邸へ討ち入りを行った大石内蔵助ら赤穂浪士（義士）達のこと。いわゆる四十七士。彼らは討ち入りの後、伊予松平家・熊本細川家・長府毛利家・岡崎水野家に預かりとなつてた。また、福井藩家老本多孫太郎長員の屋敷は吉良邸の隣にあつた（『国事叢記』）。○天晴：驚くほど立派なこと。すばらしい、見事である。○御用ニモ立ベク：役に立つ、使ひ道がある。○奇特：言動や行いが優れていて、ほめるに値する様子。○挨拶：受け答えや応対、返答。○骨髄ニ徹シテ：心の底までしみこむ。○義気：義侠心。正しいことを守ろうとする心意気のこと。○御手ニ合ザル：自分の能力を超えている、手に余る。

〔現代語訳〕

浅野家の四十七士が預かりになつての間、旗本の誰かが参られて吉品公とお話された時、彼らの噂に及び、「驚くほど立派で、使ひ道のある者達です。何とぞお願いして、彼らを拝領なさいませう」と旗本が申し上げた。吉品公は「なるほど。彼らはいずれも言動や行いが優れた者達である。しかし、我が家中の者達はいずれも譜代の者達であり、あれくらのことをできない者は一人もない。今更他の者達を求めるに及ばない」と答えた。このことは下々の者まで受け伝えられ、各々の心の底までしみこみ、ありがたく思い、義侠心を十倍にして奮い立ったという。吉品公は家臣達がいずれも秀康公以来の者であり、手に余る者もいることをご自慢なされたという。

(三好康太)

上巻―第四〇話

一吉品公御鷹野先ニテ、御供ノ内ノ士御機嫌ニ背キタル者アリテ、大ニ怒ラセラレ、御前ニ召出サレ、以ノ外御叱アリシニ、何レモ御供ノ面々、甚恐入りテ伺公シタル内ニ、熊谷小兵衛、始終右ノ者ニ目ヲ不放シテ段々進出タルヤウス、若彼者子細アラバ、御手ハヲロサセ奉ラジト思フ気色ナレバ、吉品公御機嫌ナリシトゾ、凡主君近ク供奉スル人ハ、常ニ可心得事也、古昔、堀左衛門督秀治ヲネライテ、不意ニ切カ、リタル者アルニ、近習ノ人モ余リノ不意ニ気ヲ奪レ、周章タルニ、遙ノ脇ニ居タル堀監物、飛カ、リ切伏セシカバ、何レモ監物ニ申ツルハ、何レモ常々随分ト心懸候ヘトモ、余リニ急ナル事故不覚オクレ候ニ、貴兄ハ遙ノ後ニ居ナガラ、如何シテ一番ニ応シ玉フヤ、別ニ心得モアラバ、訓玉^{ツク}ヘト、尋ケレバ、監物云ヤウハ、外ニ何ノ心得トハナケレトモ、常ニ君ニ向フ事ヲ不忘ト云心アルトキハ、サノミ後レモ不取モノ也ト語リシトゾ、向君事ヲ不忘ト云ニハ、又一ツノ所作心持モアル事ゾカシ、去レトモ物毎不穿鑿ニナリ行トキハ、各役義ノ階級ヲノミ守リテ、君ヲ守護スル事ヲ忘レ、変アリテモ外様末々ノ者ハ君辺ニハ近ヨラズ、近習ヤ頭立^{かしらだち}タル者斗ニテ取計ヒ、外様末々ハ隔ル如クスルハ甚シキ武士道不穿鑿ト云ベシ、格式ノ階級ヲ立ルハ平日ノ作法ニテ、変ニ臨ンテ君ヲ思フ事ハ、貴賤ノ隔ハアルマシキ事也、伊達家ニテ、原田甲斐ト、伊達安芸ト争論アリテ、酒井雅楽頭殿宅ニテ及刃傷タルトキ、忽チ其沙汰江戸中ニ聞ヘシカバ、

各其日出座ノ旁ノ家来コト、ク駈集リ、騒動ニ及ビシカバ、御目付ノ方玄冠ニ出テ、子細ヲ演説アリ、各主人之ミニ別状ナキ間退散セヨトノ事ニテ、皆々退散シケルニ、一人ノ侍残り止、其儀ハ、大久保加賀守家来ニテ候ガ、重キ御役方ノ御下知ヲ奉疑ニテハ無御座候ヘトモ、主人ノ面テヲモ不見シテ、罷帰ル儀ハ難仕段申ニ付、其旨相達シケレバ、加賀守殿玄冠ニ出テ見玉フニ、外様ノ輕キ士ニテ有シカバ、其志ヲ別シテ感シ玉ヒ、其方見タル通、何ノ障リナケレバ、家中ノ者トモヘモ此由申聞セ、在所小田原ヘモ罷越、申聞セヨトテ、在所ヘノ使迄申付ラレ、後ニ加恩有シトゾ

〔校訂〕

①外ニ何ノ心得トハナケレ共↓⑤外ニ何ノ心得ト云事ハナケレ共 ①各主人、ニ↓⑤各主人之ミニ

〔注釈〕

○鷹野：鷹を使つて鳥獸をとること。鷹狩。○熊谷小兵衛：九〇〇石（吉品給帳）。諱は正長。天和三年（一六八三）家督。貞享三年（一六八六）に御暇となつたが、翌四年に吉品に召し返された（「諸士先祖之記」）。○堀左衛門秀治：一五七五〜一六〇六。堀秀政の長男。天正十八年（一五九〇）北庄城主だった秀政が小田原攻めの陣中で没したため、一五歳で遺領を継いで左衛門督を名乗る。慶長三年（一五九八）越後春日山城主に移された。○堀監物：堀直政。一五四七〜一六〇六。江戸時代前期の越後国春日山藩の重臣。三条城主。母は堀秀政の父、太郎左衛門秀重の妹。織田信長に仕え、後に秀政に属した。○君ニ向フ事ヲ不忘：主君にお仕えする時には、主君から意識を逸らすべきではない、という心得。『駿台雑話』に「不忘向君」という項があり、本話と類話が掲載されている。しかし「駿台雑話」では「君

二向フ事ヲ不忘」は堀監物の発言ではなく、室鳩巢が「論語 郷党編」の「君在。踞踏如也。与与如也（君いませば踞踏（しゆくせき）如たり、与与如たり）」に対する朱子の註（論語集注）で引用された張子（張載）の解釈「張子曰、與與、不忘向君也」から引用した文言である。村田氏純が本話を著すにあたり参照した可能性も考えられる。ただし『駿台雑話』（享保十七年（一七三三）成立）の刊行年は、現在確認できた限りでは寛延三年（一七五〇）であり、「南越雑話」上巻の成立年（寛延元年）より後である。○伊達家：鎌倉時代から江戸時代まで東北地方南部を本拠とした大名家。○原田甲斐：一六一九～一六七一。江戸時代前期仙台藩の奉行。諱は宗輔。伊達騒動の当事者の一人。万治三年（一六六〇）仙台藩主伊達綱宗が幕府から隠居を命ぜられると幼君亀千代（後に綱村）を擁した伊達兵部宗勝・田村右京宗良らによる後見政治が開始された。その後、寛文三年（一六六三）に奉行に就任して藩政を担ったが、同十年、兵部らの政治に反発した伊達一門の有力者・伊達安芸宗重により幕府に訴えられた。同十一年三月二十七日、大老酒井忠清の屋敷における審理の直後、甲斐は宗重を斬殺し、宗重側の仙台藩家臣に討たれた。その後、甲斐の子息宗誠ら四人は切腹に処された。○伊達安芸：一六一五～一六七一。諱は宗重。伊達藩桶谷二万石を治める。伊達騒動当事者の一人。寛文十年に伊達宗勝・原田宗輔らを幕府に訴え出る。翌年、老中板倉重矩邸で第一回の審問が開かれたが解決せず、二回めの審問の場となった大老酒井忠清邸で原田甲斐により殺害された。○酒井雅楽頭：一六二四～一六八一。江戸時代前期、四代將軍徳川家綱時代の老中首座。大老とも称される。諱は忠清。上野国厩橋藩主。承応二年（一六五三）徳川家綱の老中に就任。寛文六年（一六六六）老中首座に就く。伊達騒動、越後騒動などを裁定した。○及刃傷タルトキ：寛文十一年三月二十七日。○大久保加賀守：一六三二～一七二二。諱は忠朝。佐賀唐津藩主。延宝五年（一六七七）から元禄二年（一六八九）にかけて老中職。○加恩：禄な

どを増し与えること。

〔現代語訳〕

吉品公が鷹狩に出た先で、御伴の武士のなかにご機嫌に背いた者があって、吉品公が大変お怒りになり、異例のお叱りがあった。御伴の人たちはみな、大変恐縮して様子を見るなかで、熊谷小兵衛は最初から最後までご機嫌を損ねた武士から目を離さず、少しずつ進み出る様子で、もしその者が逆らうようであれば、吉品公を守り、吉品公の手は下させまいと思ふ顔つきだったので、吉品公はご機嫌になったという。おおよそ、主君の近くにお仕え申し上げるものは、常に心得るべきことである。

むかし、堀秀治を狙って突然切りかかった者がいた。近習の者もあまりに突然だったので驚き、あわてふためいた時に、離れて控えていた堀監物が飛びかかって切り伏せた。誰もが監物に「自分たちも、常々相当に心がけているけれども、あまりに突然のできごとで不覚にも後れをとってしまった。あなたははるか後ろにいなながら、どうやって一番に対応なさったのか、特別な心得でもあれば、教えていたただきたい」と尋ねた。監物が言うには「ほかに何の心得ということはないのだが、君に向かうことを忘れず、つまり常に主君から意識を逸らさないという心である時は、そうむやみに後れもとらないものだ」と語ったという。

主君から意識を逸らさないということには、また一つのあるまいや心持ちもある事なのだ。とはいっても、何事も綿密に行わないような時は、それぞれ役儀の階級だけを守り、主君を守護することを忘れ、変事があっても外様や下位の者たちは主君の身边には近寄らず、近習や主だった者ばかりで取り計い、外様や下位の者たちは隔たるようにするのは、武士道をちゃんと理解していないと言ふべきだ。格式の階級を尊重するのは平素の作法であって、変事において主君を思うことには、貴賤の分け隔てはあつてはならないことである。

伊達家で原田甲斐と伊達安芸とが争論になつて、酒井雅楽頭の館で刃傷事件に及んだ時、すぐにそのことが江戸中に広まったが、それぞれその日に出座していた人の側仕えの家来がことごとく駆け集まって騒ぎになつた。御目付の方が玄関に出て事情を説き、おのおのの主人の身に異状はないから退散するように、とのことで全員が退散した。しかし、一人の侍が残つてとどまり、「自分は大久保加賀守の家来です。重いお役目の方のご命令を疑うわけではありませんが、主人の顔も見ないで帰ることはできかねます」と申し上げ、そのことが加賀守の知るところとなつた。加賀守が玄関まで出てお会いになると、外様で身分の軽い者だったので、その志をとりわけよいものと感じられて、「その方が見てのとおり、何の障りもないので、家中の者たちにもこの旨を申し聞かせて、在所の小田原にも行つて伝えよ」と在所への使いまで申し付けられ、後に禄も増やされたという。

(瓜生由起)

上巻―第四一話

一侍ノ妻子ニハ、常ニ武法ノ物語ナト聞セタルガヨキト、古人ノ云シモ誠ナル哉、光通公御代ノ事ナルニヤ、御家中ニテ喧嘩アリシニ、隣家ノ士折フシ当番ニテ留守ナルニ、其人ノ老母境ノカキヘ階子ヲサシ、立チアラワレテ不慮ノ事ニ付、セガレ何某モ可罷越処ニ、当番ニテ罷出タレバ、不能其儀ト断リシトゾ、又是トハ替リ、寺町ニテ何某ト云者、家来ヲ叱リタレバ、其僕脇指ヲ抜テ切テカ、リシ故ニ、彼人側ニ置タル腰物ヲ取ント立寄ル処ニ、妻女大ニアワテ、手打ニスル故取サヘント思ヒシニヤ、其主ニスガ

リ付ケレバ、彼僕走ヨリ、片腕ヲ打落シテ立退タルニ、彼人ノ弟某、未タ十二三歳ナルニ、折シモ瘧疾ニテ座鋪ニ臥シテ居タルニ、右ノ騒ヲ聞テ追掛出テ、逃行者ヲ切付シカトモ、小腕ノ事ナレバ、思フ程ニモ切レズ、家来ハ払退ニシテ互ニ手ヲ負ヒ、余リニ疲レテ、寺町金剛院ノ前ニテ行倒レ、弟某モ病中ト云手ハ負事ナレバ、息切レテ倒レタル処へ、傍輩ノ梅原五左衛門ト云者、番婦ニテ其処へ行カ、リテ討止シトゾ、右ノ妻女、武法ノ筋ヲモ知ラザル故、右ノ通トハ云ナガラ、仮初ニ家来ナド叱ルトテモ、油断シテ無刀ニテ居タルハ、其人ノ不覚ト云ベシ

〔注釈〕

- 武法：武家の法（おきて・やり方）の意か。○光通公御代：正保二年（延宝二年（一六四五）一六七四）。○寺町：足羽川南岸の寺院集積地を指すか。○脇指：武士が腰に差す二刀のうち、短い方（二尺六寸）。○手打ち：手討ち。○武士が自分の家臣や町人など目下の者を自分の手で斬ること。○取さえる：取支・取障。争いの間に入つてなだめる。仲裁する。とりなす。○瘧疾（ぎゃくしつ）：一定時間をおいて発熱し、寒気を覚える病氣。おこり。わらわやみ。○寺町金剛院：真言宗金剛院（現・福井市毛矢三丁目の木田神社）。牛頭天王社別当。周囲は福井城下の寺院集積地（寺町）の一つ（河端しのぶ「近世福井城下における寺町・寺院集積地の景観形成と地域性」『日本海地域の自然と環境』No.9、二〇〇二年）。○梅原五左衛門：不明。給帳・「諸氏先祖之記」・「国事叢記」に記載なし。

〔現代語訳〕

武士の妻子には、常に武士のおきての物語などを聞かせておくとよいと、昔の人が言ったのもつともなことで。光通公の治世の事だったか、ご家

中で喧嘩があつたときに、隣家の侍はちょうどその時に当番で出ていたの
で、その人の老母が（屋敷の）境目の垣根に梯子をたてかけて顔を出し「突
然のことで、息子の某も来るべきところですが、当番で出ているので来ら
れません」と断つたという。

また、これとは別の話で、寺町にて何某という者が家来を叱つたとこ
ろ、家来が脇差を抜いて切りかかったため、その人がそばに置いていた腰
の物を取りに近寄っていくと、妻がひじょうに慌てて、手討ちにするのを
とりなそうと思つたのか、主人にすがりついた。すると、その家来が走り
寄つて（主人の）片腕を切り落として逃げてしまった。その人の弟の何某
が、まだ十二、三歳だったがちょうど「癪（おこり）」をわずらつて座敷で
臥せていてその騒ぎを聞き、追いかけて出て逃げた者を切りつけたけれ
ども、子供の腕なので思うほど切れず、家来が払いのけたので互いに怪我
をし、あまりに疲れて寺町金剛院の前で行き倒れた。弟も病中で怪我もし
たので、息が切れて倒れたところへ、同僚の梅原五左衛門という者が、勤
務からの帰りに通りかかつて家来を討ち取つたという。右の妻女は、武士
のやり方の筋道も知らなかつたので、このようなことになつたとは言うも
のの、ちよつと家来などを叱るだけだからといっても、油断して刀を持た
ずにいたのは、その人の不覚といふべきだろう。

（瓜生由起）

上巻―第四二話

一佃仁右衛門トテ、百石ノ身上ニテ、三国役ニテ居タルニ、金津ノ
郡代、秋田市兵衛組ノ足軽、無礼シタルヲ咎メ付届シタルニ、市
兵衛早速足軽ヲ押籠置テ、色々詫言シタルニ、仁右衛門元來短慮

ナル生質ナレバ、右ノ足軽ヲ成敗セザルヲ鬱憤ニ思ヒ、己カ僕ヲ
招テ、我等腹ヲ可切間、首ヲ討テ器ニ入レ、市兵衛方へ可送ト云
ケレバ、僕驚テサマッ、ト諫レトモ、聞入ズシテ腹ヲ切タル故、
詮方ナク遺言ノ如クセシ処、市兵衛見テ大ニ驚キ、首ヲサ、レタ
ル上ハ不及是非トテ、嫡子右馬允ヲ福井へ遣シ、検使ヲ申乞、切
腹セントノ事ナルニ、此沙汰福井ニ聞ヘシカバ、仁右衛門兄ノ久
右衛門ハ、兼テ不和ナレバ、内勘当ナレトモ此節ニ至リテハ、兄
弟ノヨシミ遁レ難シトテ、弟ノ松田弥五太夫一説ニ嫡子權六ヲ召連ト云ヲ同道シテ、
金津へ欠付ケル、此時自分ノ持馬病馬故、向ノ堀平太夫馬ヲカリ
シトゾ、秋田方ニハ、加藤新五左衛門ハ、秋田ノ聳ナレトモ、子
細アリテ義絶ノ間ナレトモ、急キ馳向ヒケル、久右衛門ハ其頃腫
物ヲ煩ヒテ、途中ニテ痛ミ甚重カリシカバ、長崎ノ魚屋宗右衛門
ノ所ニ立寄り、暫ク休シ内ニ、加藤ハカケ抜ケタリ、金津ニテハ、
久右衛門來ルト聞テ、今ヤト待設ケタル処ニ、程ナク來リシカバ、
座鋪ニ通シ、市兵衛対面アリシカバ、久右衛門一通ノ挨拶終リ、
弟仁右衛門不覚悟ノ所存ヲ以テ、御苦勞ニ相成候段承、委細御物
語承度伺公致タルトノ事ナル故、市兵衛殿々ノ様子物語アレバ、
久右衛門弟弥五太夫ヲモ召連候ヘバ、御苦勞ナガラ今一応此者へ
御ハナシ下サレ候ヘト、弥五太夫ヲ呼ヒケレバ、又々ハナシ出サ
レ、已ニ半バニ及シ時、吾前ニアル火鉢ヲ押ノケ、兄弟ノ儀ニ候
ヘバ、兎角堪忍致シ難ク候ト切付レバ、市兵衛心得タリトカヒクミ
リテ、エグリ、互ニ相重リテ死スル、弥五太夫ハ兼テ兄ノ指圖ナ
レバ、直クニ立退ント、側ナル燭台ヲフミケシテ次ノ間へ出ル処

二、勝手口ニ扣タル新五左衛門、市兵衛次男某^後、三五躍り出、メクラ打ニ切合、弥五太夫ハ床ノ上ヘ追上ラレタリ、互ニ暗サハ暗シ、太刀筋モ見ヘザル、次男某ヤウヤク十四歳ナルニ走込テ、手燭ヲ持テ出タレバ、敵ノ居所モサダカナレバ、新五左衛門辞ヲカケ、敵ハ着込ガアルト覚ルゾ、裾ヲ払ヘト云トヒトシク、次男某カイク、リテ、カラスネヲナイテ打留シナリ、右馬允ハ福井ヘ出タル跡ナレバ、首尾ニ不合ハ残念ナリ、家督八百石ヲ嫡子ニ五百石、弟ニ三百石下サレケルガ、三五左衛門十六歳ニテ御使番ニ御付ラレシニ、同役ノ面々ヘ仰出サレシハ、三五左衛門若年ナレトモ、思召アルニヨリ御使番仰付ラレ度思召ル、間、各介抱シテ勤サセ可申ヤトノ御相談アリ、何レモ介抱仕、相勤サセ可申トノ事故、仰付ラレシトゾ

〔注釈〕

○三国役：「続片聲記」に「三国御目附佃仁右衛門」と見える。三国役・三国目付ともに詳細は不明。○金津の郡代：金津奉行。定座番外または長袴席で二〇〇石以上の番士より選任され、金津に常駐。三国湊を初め川北領一円を支配（『福井藩史事典』）。○押籠：門を閉じ蟄居させ、外出を禁ずる刑罰（『日本国語大辞典』）。○秋田市兵衛：勝重。生国越後。一〇〇〇石、うち三〇〇石与力三人、足軽一五人（「光通給帳」「諸士先祖之記」）。○僕：下男。○右馬允：秋田六郎右衛門。五〇〇石（「諸士先祖之記」）。○檢使：切腹の場に立ち会い、それを見届ける役の人（『日本国語大辞典』）。○長崎：北陸街道に沿う一宿駅。福井金津領（「名蹟考」）。現在の坂井市丸岡町長崎。○着込：きこみ。上着の下に、腹巻、鍔、鎮帷子などを着ること。

○空スネ：あらわに出したすね。○御使番：在国中は表御広間脇御使番詰所へ昼夜詰め切り、臨時御使御用を勤めた（『福井藩史事典』）。○三五左衛門：秋田勝明、市兵衛次男。父没後に光通に仕える。「諸士先祖之記」には「式百石」とあり石高に違いがある。また、六郎右衛門の嫡家は貞享三年（一六八六）に断絶となり、三五左衛門が秋田家を継いだ。

〔現代語訳〕

佃仁右衛門という、知行一〇〇石の身分で三国役を勤めていた者が、金津の郡代、秋田市兵衛組の足軽が無礼を働いたことを咎めて訴え出たところ、市兵衛は早速足軽の出入りを禁じ、色々と謝罪をしたが、仁右衛門は元来気が短い性格なので、右の足軽を処罰しないことに怒りを積もらせ、自分の下男を呼んで、「私が腹を切るので首を斬って器に入れ、市兵衛方へ送るように」といった。下男は驚いて様々と諫めたが、聞き入れずに腹を切ったので、どうしようもなく遺言の通りになった。市兵衛は見て大いに驚き、「首を差し出された上は仕方がない」といって、嫡子右馬允を福井へ遣わし、檢使をお願いした。

切腹をしたとの事なので、この事件が福井に聞こえ、仁右衛門兄の久右衛門は、以前から仲が悪いので内々に勘当しているけれども、この件については兄弟の関係を絶つことは難しいとのことで、弟の松田弥五太夫（一説に久右衛門嫡子権六を連れてという）を同道して金津へ駆けつけた。この時、自分の持ち馬が病のある馬であったので、向いの堀平太夫の馬を借りたということである。

秋田方からは加藤新五左衛門、秋田の婿であるが事情があつて縁を切つた間柄であるけれども、急いで馬を走らせてきた。久右衛門はその頃腫物を患い、途中で痛みがひどかったので、長崎の魚屋宗右衛門の所に立ち寄り、しばらく休んでいるうちに、加藤は駆け抜けていった。金津では、久右衛門が来ると聞いて用意したところに、間もなく来たので座敷に通し、市兵

衛と対面があつた。久右衛門の一通りの挨拶が終り、「弟仁右衛門が思いもよらない考えでお世話になつたと承り、委細をお話しいただきたくお伺いした」とのことであるので、市兵衛が仁右衛門と足軽の様子について話をした。久右衛門は、弟弥五太夫を連れて来ていたので、「ご苦労ながらも一度この者へお話しください」と弥五太夫を呼んだので又々話し出し、話が半ばに及んだ時、久右衛門は自分の前にある火鉢を押しつけ「兄弟の事柄であるので、とにかく許すことはできない」と切りつけると、市兵衛は「承知した」とかいくぐつて、えぐり、互いに重なつて死んだ。

弥五太夫は前もつて兄の指示があつたので、すぐにその場を離れようとして側にある燭台を踏み消して次の間へ出るところで、勝手口に控えた新五左衛門と市兵衛次男某（後に三五左衛門）が躍り出て、むやみに切り合い、弥五太夫は床の上へ追い迫られた。互いに暗いことこの上なく、太刀筋も見えない。次男某、ようやく一四歳である者が走り込み、手燭を持って出たので、敵の居所も明らかになり、新五左衛門は言葉をかけ、「敵は着込みがあると思われぬぞ。裾をはらえ」というと同時に、次男某がかいくぐつて、空すねを横に払つて打ち取つた。右馬允は福井へ出た後であつたので、この一部始終に合えず残念であつた。

家督八〇〇石を、嫡子に五〇〇石、弟に三〇〇石与えたが、三五左衛門が一六歳で御使番となる時に同役の面々へは、「三五左衛門は若年であるが、ご命令により御使番を仰せつける考えがある。各々で世話をして勤めさせるべきか」とのご相談があつた。どの人も世話をした勤めさせるべきとのこと故、仰せ付けられたとのことである。

(内田好美)

上巻―第四三話

一 嶋田五左衛門トテ、始メ狛木工与力ニテ浪人シテ居タルガ、古傍輩ノ、長坂弥兵衛ト、金銀出入ノ事アリテ、堪忍ナリ難キ趣ニヤ、或時、長坂ガ宅ヘ仕カケ、弥兵衛近所ニ居タル、是モ始ハ、狛ノ家来ニテ有シ、繁右衛門ト云者ヲ頼ミテ、門前ヘ呼出シ、打果シテ五左衛門ハ寺町ノ教徳寺ヘ立退タリ、然ルニ、弥兵衛方ニハ、其日仲ケ間寄合居テ、不残居合タレバ、其様子ヲ聞、傍輩ヲ打テ立退タル者、其通ニハ成マジキ間追カクベシトテ、各帰リケルニ、本多定右衛門ト云者ハ、折節不快ニテ引籠居タル故、其由知ラセケレバ、病中ナガラ止ヌベキヤトテ、早速出、水間与次左衛門、下田六左衛門只三人ニテ、教徳寺ヘ行ケルニ、五左衛門出迎テ云ヤウハ、我全クノガルベキニ非ス、コ、ニテ腹ヲ切ン為也、古傍輩ノヨシミ、願クハ介錯シテ玉ハレト、無余儀頼ミケレバ、三人モ案ノ外ニ頼マレテ、難黙止、左アラバ其儀ニ可任トテ、早速檢使ヲ乞ケルニ、兎角シテ延引ナリシカバ、長坂ガ兄ノ宮嶋治郎右衛門ナド、大勢追懸来リシカバ、各門ヲ固メテ理^{コトハリ}ヲ云延ケレトモ、余リニ檢使ノ来ルモ遅ク、門外ノ面々ハ、五左衛門カ切腹ノ遅キヲ怒リ、已ニ門ヲモ押破ルベキ勢ヒナレバ、三人相談ジケルハ、カク延引ノ内、門ヲ破ラレテハ、我々ノ一分モ不立間、其時ハ無是非五左衛門ニカヲ合セ、結句宮嶋方ト勝負ヲスルヨリ外ハナシ、然ラバ互ノ手負死人モ多カルベシ、夫ニテハ忠ニモ非ザレバ、只今五左衛門ニ腹切セ、後日ニ檢使ヲ不待シテ、御法ヲ背キタルト

ノ御咎メアラバ、我々三人腹ヲ切ラバ、事小サクシテスミナント、各評儀一決シテ、五左衛門ニ腹切サセケル、此由吉品公聞シ召、三人ノ致方奇特ナリトテ、御称美ナリシトゾ、浩^(ウカ)テ長坂カ親類ハ、其日ノ様子ヲ聞、繁右衛門カ仕ワザコソ、其通ニハ不可成トテ、明ル夕方、繁右衛門ガ宅へ各仕懸テ、一番ニ宮嶋進^(ミヤジマ)ンデ繁右衛門ヲ呼出シ、昨日己レ五左衛門ガ手引シテ、弥兵衛ヲ討セシ不屈故成敗スルゾトテ、抜討ニスル処ニ、心得タリト内へ入ル処ヲ、宮嶋ツゞイテ入タルニ、繁右衛門妻火ヲ打消シ出タレバ、昏サハ昏シ、案内ハ不知処ニ、戸際ニ構へ居テ、宮嶋ヲ一打ニシ、続ヒテ長坂平左衛門入タルニ、是ニモ深手負セ、其子平蔵モ手ヲ負タルニ、平左衛門ガ次男ノ養父、加藤新兵衛其日鷹野ニ出テ、遅ク帰リシ故漸ク欠付、右ノ様子ヲ見テ、続テ入タレバ、囲炬裏ニ燃残リノ有タルヲ取テ振上ミレハ、繁右衛門居所知レタル故切テカ、レバ、繁右衛門振上打ントスルニ、余リニ低キ家ナレバ、鴨居へ切先カ、リタル処ヲ、新兵衛オシクゞリテ、終ニ打留メシトゾ、宮嶋^ハ_{番御使}中々討ルベキ人ニアラネトモ、余リニイラチテ雑兵ト侮リテ、仕損シタルナルベシ、吉品公ノ御意ニモ、能士ヲ狼ニ喰セタルトノ御辞、繁右衛門モ狼ニ御タトヒアルハ、双方面目アル御金言也、サレバ如何ニ雑兵ナレバトテ、腰物ヲ挟ミタル者、心健ニ働ナバ、如何セン、討レタルトテ敢テ誹ルベキニ非ズ、其場ノ様子ヲ聞定メテ可有穿鑿事也、昔^{ムカ}シ山本勘助、乱心者ノ刃持タルヲ捕ルトテ、手ヲ負タレバ、勘助ハ兵学ノ達人ト云、劍術ノ巧者ナルニ、如何ト評判スルヲ、信玄公聞シ召テ、乱心者ナレバト

テ、刃ヲ持タル者ナレバ手ヲ負マジキニ非ズ、其上劍術ニウス手負テ勝タルハ、丈夫ノ勝ト定ルトノ御評判ナリ、又三州ニテ、内藤三左衛門、人喰馬ノ放レ来ルニ、出合、タケリカ、リタル故切殺タレバ、内藤ハ畜生ヲ切タルトテ、誹リタルヲ聞シ召、畜生ナレバトテ、人ニカ、ルモノヲ不切ト云事不可有、若喰殺サレバ大成不覚ナルベキニ、内藤ナレバコソ能切タリ、夫ヲ誹ルハ大成僻事也トノ上意ナリ、名君ノ思召ハ同シキ事、兎角武道ハ場所ニヨリテ穿鑿可有事ナリ、

〔注釈〕

○傍輩：同じ主人や師につかえる同僚。○仕かく：仕掛ける。強引に相手のところへ行く。○教徳寺：京都妙覚寺末寺。天文六年（一五三七）日心上人によつて一乘山開基。後に福井へ移る（名蹟考）。○一分：自分の体面。面目。○イラチ：性急で落ち着きのないさま。○山本勘助：？一五六一。武田信玄に仕え、重用された。○信玄公：武田信玄。一五二一～一五七三。甲斐の戦国大名。○ウス手：薄手。浅い傷。○内藤三左衛門：内藤信成。一五四五～一六二二。駿河国府中城主、近江長浜城主。松平元信（後の家康）に弘治三年（一五五七）に拝謁、一字を賜り信成と名乗り近侍した（『国史大辞典』）。

〔現代語訳〕

嶋田五左衛門という、初め鉾木工と力で浪人をして居た者が、古い同僚の長坂弥兵衛と金銀貸し借りの事で許し難い状況となつたのであろうか、ある時、長坂の居宅へ押しかけ、弥兵衛の近所にいた、これも初めは鉾の家来であつた繁右衛門という者に頼んで門前へ呼び出し、討ち殺して五左衛門は寺町の教徳寺へ逃れた。

ところで弥兵衛方には、その日仲間が集まつて残らず居合わせたので、そ

の様子を聞き、同僚を討つて逃げた者を、そのままにはできないので追いかけるべきと各々帰った。本多定右衛門という者は、ちょうどその時病気で引きこもっていたので、その由を知らせたところ、病中であるが出ないわけにはいかないということで、早速出て、水間与次左衛門、下田六左衛門の三人だけで教徳寺へ行った。五左衛門が出迎えていうことには、「自分は全く逃げるつもりはない。ここで腹を切るためである。古い同僚の縁、願わくは介錯してください」とやむを得ず頼んだので、三人も予想外のことを頼まれて、黙っているわけにはいかず、「そうであるならば、そうしよう」といって、早速検使を呼んだ。しかし、何かと延引になり、長坂の兄の宮嶋治郎右衛門など大勢追いかけて来たので、各門を固めて理由をいって延ばしたが、あまりに検使が来るのが遅く、門外の面々は、五左衛門の切腹が遅いことを怒り、いまにも門をも押し破るほどの勢いであった。三人は相談して、このように延引の間に門を破られては、我々の体面も立たなくなるので、その時は仕方なく五左衛門に協力して、結局宮嶋方と勝負をするよりはかはさない。そうならば互いの負傷や死人も多いであろう。それでは忠義ではないので、今すぐ五左衛門に腹を切らせ、後日、検使を待たずに御法を背いたとのお咎めがあったら、我々三人が腹を切れば問題が少なくて済むであろうと各々意見がまとまり、五左衛門に腹を切らせた。この由を吉品公がお聞きになり、三人の処置は奇特であるということで、おほめになったとのことである。

さて、長坂の親類は、その日の様子を聞き、繁右衛門の行いこそ、そのままにはしておけないということで、翌日の夕方、繁右衛門の居宅へ各々押しかけて、一番に宮嶋が進んで繁右衛門を呼び出し、「昨日お前が五左衛門の手引きをして、弥兵衛を討たせたことは不届きであるので成敗するぞ」といって、抜き討ちした。繁右衛門が「承知した」と内へ入るところを宮嶋が続いて入ったところ、繁右衛門の妻が火を消しに出たので暗いことこの上なかった。取次の者はいつの間にか戸の際に構えて宮嶋を一打ちにし、

続いて長坂平左衛門が入ったが、これにも深手を負わせ、その子平藏も傷を負った。平左衛門の次男の養父、加藤新兵衛はその日鷹狩に出て、遅く帰ったのでようやく駆けつけ、右の様子を見て続いて入ったところ、囲炉裏に燃え残りの火が有るのを取って振り上げて見ると、繁右衛門の居所がわかったので切つてかかった。繁右衛門は振り上げて打とうとするが、あまりに低い家なので鴨居へ切先がかかったところを、新兵衛は押しくぐって、ついに打ち取ったということだ。宮嶋(御使番)は、中々討たれる人ではないが、あまりに落ち着きなく行動して雑兵と侮ってしくじってしまったのである。吉品公の御意にも、才能のある人を狼に食わせたとお言葉があり、繁右衛門も狼に例えられたのは、双方面目ある御金言である。それゆえいかに雑兵であるといっても、腰物を挟んでいるものは、真剣に働かなければどうしようか。討たれたといつて敢えて非難するべきではなく、その場の様子を聞き定め深く考えるべきである。

昔、山本勘助は刃を持った乱心者を捕まえるといつて傷を負ったので、勘助は兵学の達人で剣術の巧者であるが、どうしたことであろうかと風評があったのを信玄公がお聞きになり、「乱心者であるからといって、刃を持った者ならば手傷を負わないことはない。その上剣術で浅い傷を負って勝ったのは、立派な男子の勝ちと定めてある」とのご評価であった。又、三河国にて内藤三左衛門が人喰い馬の放たれて来たのに出合い、猛りかかってきたので切り殺したところ、内藤は畜生を切ったということで誹られたこととお聞きになり、畜生であるからといって人に襲いかかる馬を切らないということはない。もし喰い殺されれば、大いにみつともないことであるので、内藤であればこそよく切ったのである。それを誹るのは大いにひがみであるとの上意であった。名君のお考えは同じである。とにかく武道は場所によって深く考えるようにするべきである。

(内田好美)

上巻―第四四話

一本郷半右衛門ハ、祿二百石ノ士ナリ、其子半四郎、或時夏ノ夜ノ事ナルニ、夜更テ泉水ノ辺ニ、人音ノシタルニ目アキ合セテ、不審ニ思ヒ、考居タレバ、椽^(え)バナハ忍ヒ来リタル躰ニテ、障子コシ二人影見ユル故、偕^(あて)コソ盜賊ト思ヒテ、密ニ蚊屋ヨリ出テ、小蔭ニヨリヒソマリ居ケルニ、果シテ盗人内ニ入り、蚊屋ノ内ヲ考テヤガテ蚊屋ヲ切落シ、半四郎ガ臥タル枕ノ辺、脇サシヲ抜テ畳迄突通シ、其儘突捨ニシテ置、折節虫干ヲシテ床ニ具足ノ有シニ、其所ニ行テ段々櫃ニ入レ、トクト仕廻、ヤガテ、カヅキ出タリ、半四郎ハ始終見物シ居タレトモ、カヅキ出ルヲ見テソロ、跡ヲシタヒ出ルニ、盗人表ノ屏^(へい)ニ階子^(はしこ)ヲサシ、已ニ越ントスル処ヲ引下シ、胴切ニシテ其俣捨置、少ノサワギタル気色モナク、元ノ如クニ寝、漸ク翌朝父ニ語リシトゾ、年若ナルニ、アクマテ落付タル事哉ト其頃称美セシトゾ、又吉江ニテ、妹野新七ト云者ノ方へ、兼テ出入シタル、何某^(なにがし)ト云軽キ士ノ盜賊ニ入タルヲ察シテ、トラエタルモ是ニ似タル事也

〔注釈〕

○本郷半右衛門：四〇〇石（「光通給帳」）。○アキ合セテ：「開け合わせる」は両方の戸を開ける意。両目を見開いて。○考：目的のものや、よい機会などをねらう。様子をうかがう。○妹尾新七：二五石六人扶持。貞享三年（一六八六）の綱昌改易で召し放たれた藩士の中にみえる（『福井市史 資料編4』「五五半知二付家中減員覚帳」以下「半知覚帳」）。

〔現代語訳〕

本郷半右衛門は、祿高二〇〇石の侍である。その子半四郎の、ある夏の夜のことであった。

夜更けて庭の池のほとりに人の気配がしたので、両目を見開き不審に思つて様子をうかがっていると、縁端へ忍び来ている様子で、障子ごしに人影がみえる。さては盗賊だと思つて、密かに蚊帳から出て物陰に潜んでいると、思つた通り盗人がうちに入ってきて、蚊帳のなかをうかがつてから蚊帳を切り落とした。そして半四郎が寝ていた枕のあたりに、脇差を抜いて畳まで突き通し、そのまま突き捨てにした。折から虫干しをしていた具足が床にあつたので、盗人はそこに行つて次々に具足を櫃に入れて、念入りになまい、そのまま担ぎ出した。

半四郎は始終を見物していたが、担ぎ出したのを見て、そろそろと跡をつけ外へ出ると、盗人が表の塀に梯子をかけ、もう少しで乗り越えようとするところだった。これを引き下ろして胴切りにし、そのまま捨て置き、少しも騒ぐような気色もなく、元のように寝てしまった。そしてゆっくりと翌朝、父に話したという。年若なのにどこまでも落ち着いていることだとその頃褒め称えられたということだ。

また吉江において、妹尾新七という者のところに、以前から出入りしていた何某という下級の侍が、盗賊が入つたのを察して捕えたこともこれに似たことである。

（柳沢美美子）